

第 6346 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 12月 20日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 病気による役員給与の減額

Q : 食道がんで長期間入院しなければならなくなりましたことので、役員給与を減額しようと思います。この場合、役員給与はどのように取り扱われますか？

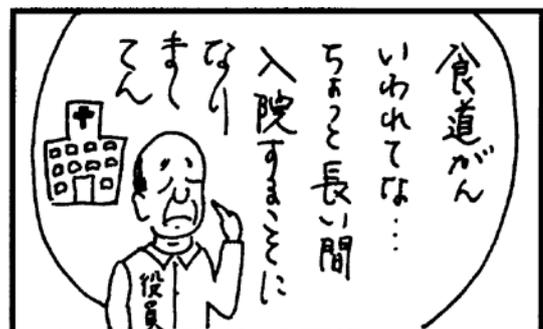
A : 病気により職務の一部が遂行できなくなったという事実は、臨時改定事由による改定になり、定期同額給与に該当するものとして取り扱われます。

【解説】

役員給与は、臨時改定事由に該当する場合の改訂を除き、その支給額を変動させると損金不算入になる金額が発生します。

臨時改定事由に該当する改訂とは、事業年度開始の日から3ヶ月の間にされた定期給与の改定時には予測しがたい偶発的な事情等により行われる定期給与の改定をいい、臨時改定事由に該当する改定については、定期同額給与として取り扱われることとなっています。

どのような場合が臨時改定事由に該当するかは、役員の職務内容など個々の実態に即し、あらかじめ定められていた役員給与の額を改定せざるを得ないやむを得ない事情があるかどうかにより判断することとなりますが、病気で入院したことなどの事由で当初予定されていた職務の一部又は全部の執行ができないこととなった場合には、職務の内容の重大な変更その他これに類するやむを得ない事情があると認められ、臨時改定事由に該当するものとして取り扱われることとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】